

公益社団法人への移行について

～公益社団法人として新たな歩みを始めます～

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本会事業に対しましてご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 12 月に施行されました公益法人改革関係法令により、全ての社団法人は 5 年以内に一般財団法人あるいは公益財団法人に移行することとされております。本会におきましても検討を重ね、移行手続きを進めてまいりましたところ、この度、福島県知事の認可が得られ、平成 26 年 4 月 1 日付けで公益社団法人に移行し、公益社団法人 福島県建築士会として新たなスタートをいたしましたことをお知らせいたします。

公益社団法人になったとはいえ、今までの活動が大きく変わるわけではありません。従前と変わらぬ活動の中で公益社団法人として地域に密着した、地域に貢献できる建築士会、社会が必要とする建築士会としてこれからも歩んでいきたいと思っております。

60 年余りにわたり諸先輩方が築かれたこの名誉ある歴史を大切に、更に我々の手で新しい歴史を積み重ねていきたいと存じます。

建築業界を取り巻く現下の厳しい経済環境の下、我が建築士会がこれから歩む道は決して平坦な道のりではありませんが、新法人への移行を機に、今まで以上に会員皆様の一致協力の下、公益社団法人として更なる発展を目指しますので今後とも宜しくお願い申し上げます。

結びに、今回の申請に当たって、会員の皆様を始め関係各位のご協力をいただき、認定に至ることができましたこと紙面をお借りして心よりお礼申し上げますとともに会員皆様のご健勝を祈念し法人への移行のご挨拶と致します。

公益社団法人 福島県建築士会

【 社団法人 福島県建築士会の概要 】

1. 目的

本会は、建築士の品位の向上及びその業務の進歩改善に資するため、建築技術に関する研修並びに指導及び連絡に関する事務を行い、もって建築文化の進展に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。（本会定款第 4 条より）

2. 設立

平成 26 年 4 月 1 日